

返戻金制度について

株式会社ネクストレベル

職業紹介事業許可番号 27-ユ-302821

求職者が、入社日以降、明らかに求職者本人の責に帰すべき事由により解雇された場合または自己都合により退職した場合であり、かつ、その合理的な証跡（解雇通知書、退職届等）を求人者が当社へ提出した場合、または求職者がその事実を当社に認めた場合に限り、当社は、求人者の請求により、紹介手数料の一部を、以下の各号のとおり返還します。ただし、その名目上または形式上の理由にかかわらず、求職者の退職が、求人者が求職者に通知していた処遇その他の労働条件が採用決定時の実際の労働契約の内容と異なることに起因する場合、または求人者の法令違反行為に起因する場合、その他求人者の責に帰すべき事由に起因すると当社が合理的に判断した場合には、当社は返還金の支払い義務を負わないものとします。また、求人票の作成画面等において、別途求人者および当社が合意した場合には、当該合意に基づいて返還金を返還するものとします。

(1) 入社後 1 ヶ月以内に退職した場合 80%

(2) 入社後 2 ヶ月以内に退職した場合 50%

(3) 入社後 3 ヶ月以内に退職した場合 30%

尚、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	<p style="text-align: center;"><u>150,000円</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: center;"><u>50% (または4,000,000円)</u></p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: center;"><u>50% (または4,000,000円)</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
求人の充足を容易にするための求人者に 対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	<p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: center;"><u>20% (または150,000円)</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

27-ユ-302821

事業所の名称及び所在地

株式会社ネクストベル

東京都新宿区西新宿3-2-7 KDX新宿ビル11階

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	<p style="text-align: center;"><u>150,000円</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: center;"><u>50% (または4,000,000円)</u></p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: center;"><u>50% (または4,000,000円)</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
求人の充足を容易にするための求人者に 対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	<p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: center;"><u>20% (または150,000円)</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

27-ユ-302821

事業所の名称及び所在地

株式会社ネクストベル

大阪府大阪市北区芝田1-10-10

芝田グランドビル12階